

総社市電子計算機管理運用規程（平成21年総社市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条号とし、移動条に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、本市における情報処理システムの適正な管理及び効率的な運用を図るとともに、情報セキュリティを確保することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報処理システム 電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。</p> <p>(2) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従って、情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理（第5号において「情報の入力等」という。）を自動的に行う電子的機器の組織（当該機器を通信媒体により接続することで一体として処理を</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、本市における情報処理システムの適正な管理及び効率的な運用を図るとともに、<u>総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号。以下「条例」という。）</u>の趣旨を踏まえ、情報セキュリティを確保することについて、必要な事項を定める。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報処理システム 電子計算機を利用して行う業務処理の体系</p> <p>(2) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従って、情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理を自動的に行う電子的機器の組織（当該機器を通信媒体により接続することで一体として処理を行う情報通信網（以下「ネットワーク」という。）</p>

改正後	改正前
<p>行う情報通信網（以下「ネットワーク」という。）を含む。）<u>をいう。</u></p> <p>(3) 情報セキュリティ 情報資産の機密の保持並びに正確性、完全性及びあらかじめ定められた使用の範囲内において利用可能な状態を維持することを<u>いう。</u></p> <p>(4) 情報資産 情報処理システムで取り扱うすべての機器、データ及びドキュメント<u>をいう。</u></p> <p>(5) データ 電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力等（専ら文章を作成し、又は文書図画の内容を記録するための処理、製版その他専ら印刷物を製作するための処理及び専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。）<u>をいう。</u>以下同じ。）に係る文字記録（電子計算機に入力し、又は電子計算機から出力された情報で、入出力帳票その他の用紙に文字又は記号で記録されたもの及びシステムで保有する情報と同種の情報であって、紙媒体で保有するものをいう。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録<u>をいう。</u>）<u>をいう。</u></p> <p>(6) ドキュメント システム設計書、操作手引書、プログラム説明書、コード表その他電算処理に必要な仕様書類<u>をいう。</u></p> <p>(7) システム設置課 情報処理システムを所管している課（これに準ずる組織を含む。次号において同じ。）<u>をいう。</u></p> <p>(8) 業務所管課 システム設置課が所管する情報処理システムを使用して、自らが所管する特定の業務を行う課<u>をいう。</u></p> <p>(9) 派遣労働者 <u>労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づき本市に派遣され、本市の事務に従事している者をいう。</u></p> <p>(10) 職員等 本市の職員及び派遣労働者<u>をいう。</u></p> <p>（管理体制）</p> <p>第3条 <u>本市</u>におけるすべてのネットワーク、情報処理システム及び情報資産の取扱いに係る事務を統括する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、総合政策部長をもって充てる。</p> <p>2 次に掲げる事務を総括して管理させるため、総括電算管理者を置き、シ</p>	<p>を含む。）</p> <p>(3) 情報セキュリティ 情報資産の機密の保持並びに正確性、完全性及びあらかじめ定められた使用の範囲内において利用可能な状態を維持すること。</p> <p>(4) 情報資産 情報処理システムで取り扱うすべての機器、データ及びドキュメント</p> <p>(5) データ 電子計算機処理（<u>条例第2条第3号に規定する電子計算機処理をいう。</u>）に係る文字記録（電子計算機に入力し、又は電子計算機から出力された情報で、入出力帳票その他の用紙に文字又は記号で記録されたもの及びシステムで保有する情報と同種の情報であって、紙媒体で保有するものをいう。）及び磁気記録（磁気テープ、磁気ディスク、<u>光磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録されている情報をいう。</u>）</p> <p>(6) ドキュメント システム設計書、操作手引書、プログラム説明書、コード表その他電算処理に必要な仕様書類</p> <p>(7) システム設置課 情報処理システムを所管している課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）</p> <p>(8) 業務所管課 システム設置課が所管する情報処理システムを使用して、自らが所管する特定の業務を行う課</p> <p>(9) 派遣労働者 <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）に基づき本市に派遣され、本市の事務に従事している者</u></p> <p>(10) 職員等 本市の職員（<u>非常勤職員及び臨時職員を含む。</u>）及び派遣労働者</p> <p>（管理体制）</p> <p>第3条 <u>総社市</u>におけるすべてのネットワーク、情報処理システム及び情報資産の取扱いに係る事務を統括する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、総合政策部長をもって充てる。</p> <p>2 次に掲げる事務を総括して管理させるため、総括電算管理者を置き、シ</p>

改正後	改正前
<p>システム設置課の<u>長</u>をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、市長は、情報処理システムの管理及び運用並びに情報セキュリティを確保するための対策を実施する組織的な管理体制を設けることができる。</p> <p>(情報処理システムの協議)</p> <p>第6条 業務所管課の長は、情報処理システムに関し、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ総括電算管理者と協議のため、別に定める協議書を最高情報統括責任者に提出するものとする。</p> <p>(1) 現に電子計算機処理をしている情報処理システムのカスタマイズ及びネットワーク管理をするとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(データの提供制限)</p> <p>第7条 業務所管課の長は、データの保護が十分図られると認められる場合でなければ、データを外部へ提供してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、本市内部において業務所管課を異にして提供する場合において準用することとし、業務所管課の長は必要に応じて別に定める協議書を、データを管理している業務所管課の長に提出し指示を受けるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 データの内容処理については、原則としてデータを管理している業務所管課において行うものとする。</p> <p>(業務の委託等)</p> <p>第8条 業務所管課の長は、電子計算機処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)第16条に規定するもののほか、次の各号に掲げるデータの保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。</p>	<p>システム設置課の課長をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、市長は、情報処理システムの管理及び運用並びに情報セキュリティのための対策を実施する組織的な管理体制を設けることができる。</p> <p>(情報処理システムの協議)</p> <p>第6条 業務所管課の長は、情報処理システムに関し、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ総括電算管理者と協議のため、別に定める協議書を最高情報統括責任者に提出するものとする。</p> <p>(1) 現に電子計算機処理している情報処理システムのカスタマイズ及びネットワーク管理をするとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(データの提供制限)</p> <p>第7条 業務所管課の長は、データ保護が十分図られると認められる場合でなければ、データを外部へ提供してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、本市内部において業務所管課を異にして提供する場合において準用することとし、業務所管課の長は必要に応じて別に定める協議書を、データ管理している業務所管課の長に提出し指示を受けるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 データの内容処理については、原則としてデータ管理している業務所管課において処理するものとする。</p> <p>(業務の委託等)</p> <p>第8条 業務所管課の長は、電子計算機による処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)第16条に規定するもののほか、市長が別に定める個人情報(条例第2条第2号及び第9号から第14号までに規定する個人情報をいう。以下同じ。)のデータ保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この条において「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報</u></p> <p>(2) <u>個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報</u></p> <p>(3) <u>個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイル</u></p> <p>(4) <u>特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。）</u></p> <p>(5) <u>番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報</u></p> <p>(6) <u>職員等が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該職員等が組織的に利用するものとして業務所管課が保有しているもののうち、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）第2条第2号に規定する公文書に記録されているもの</u></p> <p>(7) <u>番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル</u></p> <p>2 業務所管課の長は、<u>前項各号に定めるデータの保護</u>その他契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、所管職員に委託業務の処理の場に立ち合わせ、その処理状況等について必要な検査を行わせることができる。</p> <p>3 業務所管課の長は、派遣労働者に情報処理システムを利用した業務を行わせるときは、労働者派遣契約に係る書面に、<u>第1項各号に定めるデータの保護に関する事項を明記するとともに、派遣労働者から当該事項を遵守する旨の誓約書等を提出させなければならない。</u> （情報セキュリティの確保）</p> <p>第9条 市長は、情報セキュリティを確保するため、<u>総社市情報セキュリティ基本方針（次条において「基本方針」という。）に沿った総社市情報セキュリティ基本要領（以下この条及び次条において「基本要領」という。）</u>を別に定めるものとする。</p> <p>2 <u>総括電算管理者は、電子計算機の適正な管理及び運用を図るため、基本要領に基づいた具体的な対策基準及び実施手順を策定しなければならない。</u></p>	<p>2 業務所管課の長は、<u>個人情報の保護</u>その他契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、所管職員に委託業務の処理の場に立ち合わせ、その処理状況等について必要な検査を行わせることができる。</p> <p>3 業務所管課の長は、派遣労働者に情報処理システムを利用した業務を行わせるときは、労働者派遣契約に係る書面に、<u>市長が別に定める個人情報のデータ保護に関する事項を明記するとともに、派遣労働者から当該事項を遵守する旨の誓約書等を提出させなければならない。</u> （情報セキュリティに係る規程の整備）</p> <p>第9条 市長は、本市における情報セキュリティを確保するため、「<u>総社市情報セキュリティ基本方針</u>」に沿った「<u>総社市情報セキュリティ基本要領</u>」を別に定めるものとする。</p> <p>2 <u>システム設置課の長は、電子計算機の適正な管理及び運用を図るため、「総社市情報セキュリティ基本要領」に基づいた具体的な対策基準及び実施手順を策定しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(情報セキュリティポリシー等の遵守)</p> <p>第10条 <u>電子計算機処理</u>に係る事務に従事する者(情報資産に関する事務に携わる職員等及び外部委託事業者を含む。)は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、<u>基本方針及び基本要領並びに前条第2項の実施手順</u>を遵守し、当該事務を遂行しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第12条</u> この規程に定めるもののほか、情報処理システムの管理及び運用並びに情報セキュリティの確保について必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p>	<p>(情報セキュリティポリシー等の遵守)</p> <p>第10条 <u>電子計算機を用いる処理</u>に係る事務に従事する者(情報資産に関する事務に携わるすべての職員等及び外部委託事業者)は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、「<u>総社市情報セキュリティ基本方針</u>」及び「<u>総社市情報セキュリティ基本要領</u>」(以下これらを「<u>総社市情報セキュリティポリシー</u>」という。)並びに前条第2項の実施手順を遵守し、当該事務を遂行しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第12条</u> <u>業務所管課において単独に情報処理システムを利用する場合において準用する。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第13条</u> この規定に定めるもののほか、情報処理システムの管理及び運用並びに情報セキュリティの確保について必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。